

- 14 歳まで ..... 8,880\$
- 14 歳から 18 歳まで ..... 12,930\$
- 18 歳から 24 歳まで ..... 17,310\$

(b)特別教育施設通学に対する給付金

以下の場合の子孫に関し、付与される

- 障害がある
- 24 歳未満及び
- 以下の状況下にある場合
  - ・ 文部省の認可を得た、月々の教育費の支払いを要する、営利もしくは非営利目的の民間特殊教育施設に通学している
  - ・ 特殊団体による個人的教育費の支援がある
  - ・ 特別教育を受けた後、普通教育のための民間施設に通学する必要がある
  - ・ 障害を克服し、より早い社会参加の手段として保育所または普通幼稚園に通う

(b-1) 特別教育施設通学に対する給付金の支給額

月額給与及び家族全体の所得に基づいて定められる

(c)生活保護給付金 (Subsídio Mensal Vitalício)

以下の状況下にある子孫に関し、給付される

- 24 歳以上
- 身体的、肉体的、感覚的、精神的障害があり、職業活動の従事を通して生計を立てることが不可能である場合

(c-1) 生活保護給付金の支給額

25,000\$

(d)第 3 子の育児を援助するための給付金

以下の状況下にある子孫に関し、給付される

- 児童・青少年のための家族給付金受益有資格で、障害による特別補助金或いは生活保護給付金の受益者
- 基本的必要を保障するため第3子支援を要する

この補助金は、以下の場合には適応されない。即ち、国家による、或いは公的または私的権利或いは公的実用性を有する団体によって資金運営されている、非営利目的の公的及び私的な保健或い

は社会支援の施設において、永続的な支援がなされている場合

(d-1) 第3子の育児を援助するための給付金の支給額  
12,500\$

(e)死亡時の葬祭給付金

社会保障制度には含まれずこの種の手当を保障するため、以下の家族の死亡により、受益者に給付金が支給される。

- 配偶者
  - 子孫(胎児や死産児を含む)
  - 生活保護給付金受益有資格者子孫
  - 先祖
- 既に受益者が死亡の際は給付金は遺族の葬儀費用に充てられた証明のできる者に支払われる

(e-1)死亡時の葬祭給付金の支給額  
32,730\$

**請求**

家族給付金は以下のように請求

- 受益資格決定日の翌月から数えて6ヶ月以内
- 受益者を含む社会保障制度(Instituição de Segurança Social)に基づく
- 指定の給付証明書を伴う特定の書式様式

**承認**

罰金の摘要がなされる違反

給付資格または当該金額の調整に基づく虚偽の所得申告  
50~500 コントス(1,000 エスクード)の罰金

- 他の虚偽の申告及び記載漏れ  
20~50 コントス(1,000 エスクード)の罰金

法律に関して

- 1981年4月7日付法令(Decreto Regulamentar)第14/81号(特別教育法令)
- 1997年5月30日付法令第133-B/97号、1999年8月25日付統令第341/99号により改訂
- 1997年5月30日付法令第24-A/97号、1999年8月17日付法令15/99号により改訂

**2)家族関係に影響を及ぼす立法の特徴と変遷**

夫と妻の地位に関しては、歴史的に男性を優位とした男女観がサラザールの独裁体制下で踏襲された。こうした過程を持つポルトガルにおいて女性の社会参加を積極的に推奨する傾向は、1974年の革

命以降、フランス、イギリスなどヨーロッパ主要国との政治経済的な接触を志向するようになった最近の傾向であり、対外的影響によって幾つかの段階を経てきていると考えられる。

#### (1)ポルトガルにおける女性の地位

##### 女性の権利に関わる法的地位及び立法の変遷

- ・ 1933 年 新憲法は法の前での市民の平等を制定したが、女性に関してはその出自と家族の財産の差異に基づき例外とされた(第 5 条)。
- ・ 1963 年 1962 年 9 月 19 日付統令第 44,579 号の発効に伴って売春行為が法律で違法とされ、1963 年 1 月より売春婦及び売春仲介者は入監されることになった。
- ・ 1967 年 新民法の発効。これは夫を家長とし、婚姻生活及び子どもに関するすべての意志決定権を夫が持つと定めた。
- ・ 1968 年 12 月 26 日付法律第 2,137 号により、婚姻の身分の如何に関わらず、男女の政治的権利の平等が認められた。但し、地方参政権に関しては不平等が存続した。
- ・ 1969 年 11 月 24 日付統令第 49,000-2 号第 116 条により、「平等な労働に対する平等な給与」の原則がポルトガルの法令に導入された。  
同年 10 月 25 日付統令第 49,317 号により、既婚女性が夫の許可なく国境を越えることができるとされた。
- ・ 1970 年 経済社会生活における女性参加のための調査グループ (Grupo de Trabalho para a Participação da Mulher na Vida Económica e Social) が創設され、このグループの公的及び私的権利差別に関する調査により、家族の権利及び女性労働に関する法制度の変更が提案された。
- ・ 1971 年 憲法第 5 条で定められた「女性はその出自と家族の財産の差異に基づき例外」の表現から「家族の財産」が削除された。  
同年 9 月 27 日付統令第 409/71 号は、工業部門における女性の夜間労働を禁じた。
- ・ 1973 年 上記グループの活動の継続により「女性のための社会的役割に関する委員会 (Comissão para a Política Social relativa à Mulher) の創設。  
同年 3 月 13 日付省令第 186/73 号は、労働条件に関し、危険を伴う可能性がある活動に関する女性の雇用を禁じた。
- ・ 1974 年 4 月 25 日革命。独裁制の終焉と民主政治の始まり。  
同年法律によって禁じられていた 3 つの活動分野が女性に開放された。即ち行政、(6 月 12 日付統令第 251/74 号)、外交(7 月 6 日付統令第 308/74 号)及び、司法(9 月 27 日付統令第 492/74 号)の分野におけるすべての職責が開放された。  
同年 9 月 15 日付統令第 621-A/74 号により、すべての参政権に関する男女差別が廃止された。  
同年初めて女性が大臣職 (Ministra dos Assuntos Sociais) に就いた。
- ・ 1975 年 初めて、自由且つ民主的国会議員選挙が行われた。  
同年政教条約 (Concordata) 第 24 条の変更によりカトリック教会婚姻者に対する離婚が認められた (4 月 4 日付統令第 187/75 号)。  
同年国際婦人年。於メキシコ市国連主催国際女性年会議にポルトガルが公式に参加。  
同年 1973 年創設の「女性のための社会的役割に関する委員会」が「女性に関する委員会」 (Comissão da Condição Feminina) と名称を変更して新たに設立された。
- ・ 1976 年 4 月 25 日付新憲法の発効に伴い、すべての分野における男女平等が定められた。  
夫が妻の通信物を開封する権利が廃止された (6 月 16 日付統令第 474/76 号)。  
同年 90 日の産休許可が認められた (2 月 7 日付統令第 112/76 号)。

- ・ 1977 年「女性の地位に関する委員会」(Comissão da Condição Feminina)が首相直属機関として制度化された(11月17日付統令第485/77号)。
- ・ 1978 年 民法の改訂(11月25日付統令第496/77号)に伴い、妻が平等の地位を獲得し、家長としての夫の存在がなくなった。即ち夫婦は婚姻に関して平等の意志決定権が与えられ、また互いの同意なしに職業の従事または活動の自由が与えられた。
- ・ 1979 年 9月20日付統令第392/79号は労働及び雇用における男女の平等を制定した。同年労働省所管の「労働及び雇用における平等のための委員会」(Comissão para a Igualdade no Trabalho e no Emprego)が、同統令適応の促進を目的として設立された。同年女性の首相が初めて任命された。
- ・ 1980 年 初の女性知事(エボラにて)誕生。同年7月26日付法律第23/85号により、「女性年間のための第2回国連会議」における「女性に関するすべての差別規定の削除に関する会議」(Convenção sobre a Eliminação de Todas as Formas de Discriminação contra as Mulheres)を批准。
- ・ 1981 年 新国籍法(10月3日付法律第37/81号で、後に1994年8月19日付法律第25/94号によって変更)が公布され、両性の個人及び嫡出・非嫡出子両者に関する平等が定められた。父親及び母親は子どもの国籍に関しては同等の方法で影響力をもつ。
- ・ 1982 年「中絶及び避妊の権利」に関する国民キャンペーン(Campanha Nacional pelo Direito ao Aborto e à Contracepção)をはじめ、様々な議論が繰り広げられた。
- ・ 1983 年 9月23日付統令第400/82号に基づく民法の発効(後に、5月11日付法律第6/84号、3月26日付統令101-A/88号、3月15日付統令第48/95号、6月14日付修正宣言第73-A/95号による修正及び7月30日付法律第90/97号によって改訂)に伴い、以下に関する罰則の重要な変更及び改良が導入された。
  - ・ 夫婦間または未成年者或いは部下に対する虐待。(第153条)
  - ・ 未成年者に関する盗み Subtração (第196条)
  - ・ 家族に対する物資援助の不履行(第197条)
  - ・ 非嫡出子に対する物資援助の不履行(第198条)
  - ・ 危機的状況にある配偶者または子どもの放置(第199条)
  - ・ 売春には罰則が適応されないが、それを誘発するまたは便宜を与えるもの、あるいは売春による非道徳的な利益を搾取するものは罰せられる(第215条)。
  - ・ 売春の国際間取引に関与するものも罰せられる(第214条)。
- ・ 1984 年 共和国議会により新しい3つの法律が発効。即ち、性教育及び家族計画(3月24日付法律第3/84号)、父親(paternalidade)及び母親(maternalidade)の保護(4月5日付法律第4/84号で、後に6月9日付法律第17/95号、9月13日付法律第102/97号、4月28日付法律第18/98号、8月11日付法律第118/99号、及び8月31日付法律第142/99号により変更)及び中絶(法律第6/84号)である。
- ・ 1987 年 7月7日付軍役法(Lei do Serviço militar)(後に8月5日付法律第89/88号、6月19日付法律第22/91号により変更)は、すべてのポルトガル市民の軍役義務を定めたが、女性市民は自発的な意思による場合を除いてこの義務を免れるとした。
- ・ 1991 年 女性の地位委員会(Comissão da Condição Feminina)に代わる「平等及び婦人の権利のための委員会(Comissão para a Igualdade e para os Direitos das Mulheres)」が設立された。
- ・ 1992 年 ポルトガル政府はILO国際協定第89項(1948年)の破棄を宣言し、工業部門における夜間延長労働は妊娠期間以外の女性に許されるものとした。
- ・ 1995 年 3月15日付統令第48/95号に基づき刑法が改訂された。(後に6月14日付修正宣言第

73-A/95 号にて修正、7 月 30 日付法律第 90/97 号にて変更) 諸規定の中で、主に以下の罪に厳罰が処せられる、即ち、未成年者、障害者または配偶者に対する虐待、(第 152 条) 同じく強姦(第 164 条) 及び強制売春(第 170 号) に関してである。

同年 4 月 5 日付法律第 4/94 号を変更した 6 月 9 日付法律第 17/95 号(出産に関わる父親と母親の保護) は、90 日間の産休許可を 98 日へ延長した。

- 1997 年 3 月 24 日付閣僚委員会決議(Resolução do Conselho de Ministros) 第 49/97 号により、平等第 1 次総合計画( I Plano Global para a Igualdade) が政府によって認可された。  
同年 7 月 30 日付法律第 90/97 号により、中絶が法的に認められる期間が延長された。
- 1998 年 4 月 28 日付法律第 18/98 号は 4 月 5 日付法律第 4/84 号を改訂し、1999 年 12 月 31 日まで産休期間を 110 日とし、この日以降同期間を 120 日まで延長することを定めた。
- 1999 年 2 月 9 日付閣僚委員会決議は家族総合政策計画(Plano para uma Política Gloval da Família) を認可。

同年 3 月、ポルトガル議会は、国会議員及び欧州議会議員の候補者に関し、両性の市民代表参加の平等機会を保障する政府提案に関し、これを議論し否決した。

同年 6 月 15 日付閣僚委員会決議第 55/99 号は家庭内暴力に対する国家計画を認可。

同年 8 月 3 日付法律第 107/99 号は暴力被害を受けている女性のための支援の家に関する公的機関網の綱領を定めた。これは当該機関の創設、設置、運営及び維持の保障を政府を通して国家に委託するものとした。

同年 8 月 11 日付法律第 120/99 号は、性教育分野において、並びに家族計画及び避妊法への接近を促進する諸規定を認可した。

上でみられる通り、女性の地位に関する権利の獲得及び保障に関しては、前項社会保障制度の沿革、並びに、社会保障制度と家族支援政策・家族政策の歴史的背景で述べた通り、1933 年のサラザール憲法体制下、1974 年の社会主義革命、1986 年の EU 加盟、1990 年代における EU モデルへの接近が主要な局面となっていることが理解される。そこで理解されることは、ごく最近制度的な改良が着手されたばかりである点であり、制度面での保障システムの充実と促進の動きが、社会・文化的側面との対応においてどの程度の定着性、或いは乖離をみせているかの実態を把握する必要がある。

## (2) 女性労働者の権利について

### (2-a) 出産に関わる母親と父親の保護

#### 授乳期

<p>授乳期にある女性労働者は、授乳期間中、給与の損失を被ることなく、各 1 時間毎の授乳の機会を 2 度受益する権利がある。</p> <p>注: 授乳期にある場合、母親または父親は、夫婦の同意により、授乳のための同権利期間及び子どもが 1 歳に至るまでこの労働免除期間の権利を有することができる。</p> <p>以下の場合女性は労働の免除の権利を失う。</p>	<p>法律では女性労働者に対して授乳のための労働免除の権利が与えられる。</p> <p>4 月 5 日付法律第 4/84 号第 14 条、及び 8 月 31 日付法律 142/99 号による改訂</p>
---	---

<p>a)授乳をやめた時 b)授乳期において子どもが1歳に至った時</p> <p>女性労働者は授乳期であることを証明しなければならない。民間部門において、免除開始前 10 日間に医師の診断書を伴う宣誓書を提示しなければならない。公務員においては申告を所属部長に提示しなければならない。</p> <p>授乳による労働の免除は、労働の欠如とみなされず、給与の損失やいかなる特権の損失をも招くことはない。</p>	<p>授乳や養育のため労働免除の権利を拡大するという労働組合の取り決めも既に存在する。</p> <p>8月31日付法律142/99号によって改訂された4月5日付法律第14条第1～5項、及び12月25日付統令332/95号第7条によって改訂された5月3日付統令136/85号第9条</p>
---	---

注意事項

- ①授乳養育や授乳児のために一日のうち労働免除権利を行使することにより女性労働者に精勤賞が払われないことは違法である。この場合、父親が授乳養育のため労働を免除する権利を行使した際も同様の制度が適応される。
- ②授乳のためフルタイムの労働をしなかった理由で、授乳のための労働免除権利を行使した労働者のその他の受益権利を差し引くことは、違法である。

### 出産前の検診

<p>妊娠した女性労働者は出産前の診察及び出産準備経過のため、必要且つ正当な時間と回数に基づく労働免除権利がある。</p> <p>妊娠の準備と経過期間に、一方の親は、妊娠の担当医により不可欠と判断された検査を受けることが保障される。</p> <p>一方、女性労働者は労働時間外の診察可能な担当医を確保しておく必要がある。</p> <p>診察または出産準備経過が労働時間に重なる時、雇用主組織は、診察または出産準備経過の実施及びこれがその時間以外に行われ得ないことの証明書または宣誓書の提出を要請することができる。</p> <p>出産前の診察または出産準備経過のための労働免除は、労働の欠如とみなされず、給与の損失やいかなる特権の損失をも招くことはない。</p>	<p>法律では妊娠した女性労働者に出産前の診察に行くための労働免除権利が与えられる。</p> <p>8月31日付法律142/99号によって改訂された4月5日付法律第4/84号第5条第3項及び第14条、5月3日付統令136/85号第6条及び統令135/85号第8条</p> <p>統令第332/95号第6条第3項</p> <p>8月31日付法律第142/99号によって新たに起草された4月5日付法律第4/84号第14条</p>
--	--

### 注意事項

- ① 出産前の診察や出産準備で、労働免除権利を行使することによって、女性労働者に精勤賞が払われないのは、違法である。また出産担当医により必要とされる出産に関する検査を受ける親についても同様である。
- ② 一日の労働時間を満了しなかったという理由で、出産前の診察のための労働免除権利を行使した女性労働者のその他の受益権利を差し引くことは、違法である。

## フレックスタイム

<p>公務員は男性も女性も以下の養育のためにフレックスタイム制を要請できる。</p> <p>a) 12 歳未満で養育を必要とする子ども、養子 b) 障害を持つ、及び以下のような養育を必要とする子ども、養子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 教育若しくは医療上、特殊な個人的配慮の必要がある。</li> <li>* 特殊な教育施設などに通う、または寄宿している。</li> <li>* 職業活動に従事する年齢に達しても、通常の生計を保障することが不可能な肉体的、運動機能的、肉体の器官、感覚的、知的能力の長期にわたる欠如が考えられる。</li> </ul> <p>フレックスタイム制は、業務の要請、労働者の要請及び上司との協定に基づく正常な業務の遂行を妨げない場合に付与される</p> <p>重要事項： フレックスタイム制を要請している労働者に対してフレックスタイム規定が適応されない場合、これらの労働者は見習い労働者のための法律の規定と同様の期間業務を免れる権利を有する。この業務の免除は連続的若しくは断続的に、週6時間まで享受可能である。</p>	<p>この法律は、男女労働者に関し、12 歳未満の子どもまたは、障害者を伴うためのフレックスタイムまたはパートタイムの労働に従事する権利を付与する。</p> <p>8 月 31 日付法律第 142/99 号により改訂された 4 月 5 日付法律第 4/84 号第 19 条、及び 10 月 16 日付統令第 194/96 号第 20 及び 21 条</p> <p>10 月 16 日付統令 194/96 号、第 18、19、20、21 及び 23 条、及び 4 月 11 日付統令 54/92 号</p> <p>労働時間の短縮： ・障害児、また子どもが1歳になるまでの支援のため、公務員は週に5時間時間を短縮することができる権利を有する。</p> <p>・この権利の行使は、少なくとも 10 日前に所属部長に対して明示され、伝達されなければならない。</p> <p>・この時間短縮は、年齢とは関係なく配偶者の養子または子どもである障害者に関連して受益されるもので、この場合は、それらが時間短縮を要請する人々と共に居住し、且つ 5 月 29 日付統令 170/80 号第 5 条での規定条件を併せ持っている場合である。</p> <p>12 歳未満の子ども、養子または配偶者の子ども、または統令 170/80 号第 5 条の規定条項に該当する 24 歳までの障害者を養育する必要がある公務員は、以下が可能である</p> <p>a) 業務時間とは独立してパートタイム規定の受益を要請する</p> <p>重要事項： 業務部署に届け出を行って 20 日経過後も返答がない場合、許可は決定したとみなされる。</p> <p>b) 10 月 16 日付統令 194/96 号第 20 条の規定に基づく、フレックスタイム制の要請</p>
--	---



**養子縁組による労働時間の免除**

<p>妊娠、出産、授乳期の女性労働者は、健康に対し、また労働上の安全及び授乳養育に対する害を事前に証明する医師の証明書に基づき、以下の権利を有する。</p> <p>a) 1日または週単位労働時間に関する期間の変動を考慮した養子縁組の原則に基づく組織時間</p> <p>b) 養子縁組のための労働規則は、父親または母親により、両者の同意に基づき、且つ、子どもの年齢が1歳に至るまでに提示された場合、授乳状況に関しても拡大される。</p> <p>注: 如何なる場合でも、雇用組織は、医師の証明書が不十分と考えられる時は社会保障局による確認を要請することができる。</p>	<p>注: 6月30日付法律第66/99号によって新たに導入された規定</p>
---	---

**継続日給制度(Jornada Continua)と残業**

<p>労働者は、男性であれ女性であれ、継続日給制による労働の提供を以下のような養育のために要請できる。</p> <p>a) 12歳未満で養育を必要とする子ども、養子 b) 障害を持つ、及び以下のような養育を必要とする子ども、養子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 教育若しくは医療上、特殊な個人的配慮の必要がある。</li> <li>* 特殊な教育施設などに通う、または寄宿している。</li> <li>* 職業活動に従事する年齢に達しても、通常の生計を保障することが不可能な肉体的、運動機能的、肉体の器官、感覚的、知的能力の長期にわたる欠如が考えられる。</li> </ul> <p>継続日給制に基づく労働の提供は、常に労働者の要請及び雇用組織による認可に基づく。</p> <p>労働者の労働の提供は、1日の連続した労働の遂行における継続日給制に基づくが、休憩及び食事のための最大30分の休止期間は除かれる。この期間は休憩のための休止時間とみなされ、労働を提供している時間としてはカウントされない</p>	<p>この法律は、労働者に対し、12歳未満の子どもまたは、障害者を伴うための継続日給制による労働給付を要請する権利を付与する。</p> <p>5月3日付統令第136/85号第24～26条</p> <p>2月12日統令第321/83号第3条</p>
---	---

<p>残業 妊娠した女性や 10 歳未満の子どもを有する女性は、残業時間に労働を提供する義務を負わされない</p>	
---	--

**扶養者親族の休暇(Licença Parental)及び子どもまたは養子を支援するための特別休暇**

<p>親権のある父親または母親は、6歳以下の子どもまたは養子の支援のため、以下の権利を選択することができる。</p> <p>a) 3ヶ月間の扶養者親族の休暇</p> <p>b) 3ヶ月間、フルタイムの 2 分の1に等しい時間のパートタイム労働</p> <p>c) 扶養者親族の特別休暇及びパートタイム労働の時間で、休みの合計時間が3ヵ月の通常労働における休みに一致する</p> <p>注: 前述の権利は連続した形、或いは断続した3ヶ月間まで受益することが可能であるが、他方の親の休暇期間との蓄積は認められない。</p> <p>特別休暇 扶養者親族の休暇権利を使い終えた後でも、父親、母親は子どもや養子を支援するため、継続して或いは断続的に2年を限度に特別休暇を受けることができる。</p> <p>第3子或いはそれ以上の子どもの出生に伴い、この特別休暇は3年を限度に延長可能である。</p> <p>特別休暇であれ、扶養者親族の休暇であれ、開始 30 日前に事前通知を必要とする。</p> <p>最重要事項 扶養者親族の休暇の規定の範囲内における、父親または母親の休暇に直ちに引き続いて父によって享受される最初の 15 日間の休暇は、母親の休暇に匹敵する規則における社会保障に基づいての受給である。</p>	<p>4月5日付法律第 4/84 号第 17 条。法律第 142/99 号で改訂</p> <p>注: 養子も事実婚により出生した子どもも同等に扱われる</p> <p>4 月 5 日付法律第 4/84 号第 26 条第 2 項で、8 月 31 日付法律第 142/99 号により新たに起草された。</p> <p>労働組合の取り決めは、もし適切であればあらかじめ法律で規定された支援形態とは異なる特別休暇の事項を規則化することができる。</p> <p>(4 月 5 日付法律第 4/84 号第 17 条、8/月 31 日付法律第 142/99 号にて改訂)</p>
---	--

## (2-b)母親、父親、養父母への手当の概要

- ①母親への手当
- ②父親への手当
- ③出産に関わる両親の休暇の手当
- ④養父母への手当
- ⑤未成年または障害を持つ子孫の病気の場合の手当
- ⑥強度障害者及び慢性病患者の場合の手当
- ⑦特殊な危険を伴う場合の手当
- ⑧祖父母が特別に不自由な場合の手当

### 受益権利の一般条件

妊娠、母親、父親、養子のため、労働が不可または不能の場合、また、子どもの援助、受益者または夫婦の子ども及び未成年または障害を持つ養子の病気の場合の援助、強度障害者及び慢性病患者及び孫の出生の場合の援助

- ・ 給与登記簿に基づき、手当を決定した事実日から(仕事に支障をきたした第一日目)、継続 もしくは合計で6ヶ月間の保障

保証期間の満了に関しては、給与登記簿に登録された期間がみなされ、いかなる国内規定或は外国規定であれ、母親の保護を保障する強制登記に関する一般規定に基づいて合算されることはない

### 手当の計算

一般受益者に対する手当の計算は、以下のような  $R/180$  の定義によって算出される基本給によって行われる

$$R = \text{仕事に支障をきたすようになる2ヶ月前の6ヶ月間の最新の登記された給与の合計} \\ 180 = 6\text{ヶ月} \times 30\text{日}$$

出産またはこれに類する休暇の補助金の額面を考慮する

#### ①母親への手当

受益特別条件:  
母親の理由により受益者の労働に支障をきたす場合

権利を有する期間:  
連続する120日間及び6週間の強制最少期間

この期間は多生児の場合、各々の子どもについて30日が加算される

職業を持つ女性や出産間近の女性が臨床的危険の状態の場合、出産前に補助の休暇の権利があり、これは医師の処方により危険を避けるのに要する期間である。この休暇が 120 日間加算される：流産の場合、医師の処方に従い 14 日から 30 日間

母親への手当の支給額：  
最低賃金の 50%未満ではない当該給与の 100%

## ②父親への手当

以下のように付与される

- ・出生月の平日5日間の休暇
- ・次に示すような出産後の母親の場合の権利と同様の期間：母親の肉体的精神的に不適、且つ維持困難
- 母親が死亡(少なくとも 14 日間)
- 両親の共同意思(母親が強制的に6週間の産休得ることができる)

父親への手当の支給額：  
最低賃金の 50%未満でない当該給与の 100%

## ③出産に関わる両親の休暇の手当

権利を有する期間：

母親または父親への産休に直接引き続き  
最初の 15 日間の両親の産休で、母親または父親への産休に直接引き続き父親が享受する

出産に関わる両親への手当の支給額：  
当該給与の 100%

## ④養父母への手当

受益特別条件：

以下の養子の場合、その未成年の養子を保護することにより、労働に支障をきたす状況において、付与される

- ・養子が 15 歳未満
- ・養子にする責務が 60 日未満

権利を有する期間：

未成年に関する司法及び行政の信任に基づき直ちに 100 日間

養父母への手当の支給額：  
最低賃金の 50%未満でない当該給与の 100%

## ⑤未成年または障害を持つ子孫の病気の場合の手当

受益特別条件:

以下の実子、養子、義子が病気や事故などにより緊急で不可欠な医療扶助を受けるために、労働に支障をきたす場合に付与される

・10未満

・障害児、年齢制限なし

及び、受益者と共に居住し、当該家族員に統合されている場合、

権利を有する期間:

各子孫当り、暦年当り30日間

未成年または障害を持つ子孫の病気の場合の手当支給額:

当該受益者の給与の65%

#### ⑥強度障害及び慢性病の場合の手当

受益特別条件:

以下の強度障害や慢性の病気の子どもや養子の援助のために付与される

・12歳以下

・受益者と共に居住し、当該家族員に統合されている場合

権利を有する期間:

6ヶ月間で4年までを限度に延長可、12歳までの間

強度障害及び慢性病の場合の手当の支給額:

当該給与の65%、最低賃金の額に達しない

#### ⑦特殊な危険を伴う場合の手当

妊娠中、出産直後、授乳期の受益者の健康と安全の保護を目的とし、労働過程または労働条件において遭遇する、或いは夜間労働を行う事によって生ずる特殊な危険に対し、雇用主によるその危険回避が不可能であると証明された場合付与される

権利を有する期間:

危険との遭遇を避ける必要な期間

特殊な危険を伴う場合の手当の支給額

当該受益者の給与の65%

#### ⑧祖父母が特別に不自由な場合の手当

受益特別条件:

16歳以下の未成年者の子どもである孫が生まれた場合

権利を有する期間：  
30日間

祖父母が特別に不自由な場合の手当の支給額：  
当該給与の100%

### 3) 保育サービス

ポルトガルの教育システムにおいて、保育及び幼児教育は、就学前教育(Pré-Escolar)と名づけられ、これは、公的教育網と民間教育網との両者で補完されて構成されている。公的教育網には、中央行政、地方自治領及び地方自治体に直接依存して機能する就学前教育設備が統合されている。民間教育網には、社会連帯民間機関(Instituições Particulares de Solidariedade Social)及び非営利目的機関における民間及び協同組合教育の活動領域で機能する就学前教育設備が含まれる。

公的教育網における幼稚園の施設は、3~5歳の子どもを受け入れ、その大多数が教育第1cicloに含まれて機能し、教育活動並びに必要な家族支援活動の進展に応じた適切なフレックスタイム制を保障する。教育費は、すべての子どもに無償である。家族支援費用(食事及び教育活動)は、家族所得に匹敵する両親の負担、及び、教育地域局(Direcções Regionais de Educação)、社会保障地域センター(Centros Regionais de Segurança Social)及び市会(Câmaras Municipais)間での協定に基づく市(Municipais)によって負担される。

同じく、就学前教育としては、社会連帯民間機関(Instituições Particulares de Solidariedade Social)、慈善施設(Misericórdias)または相互扶助施設(Mutualidades)に基づく教育施設が正規の教育活動を進めている。これらの施設は、3~5歳の子どもを受け入れ、その大多数が他の施設(託児所、フリータイム活動、高齢者のためのデイセンター)に組み込まれて機能し、教育活動並びに必要な家族支援活動の進展に応じた適切なフレックスタイム制を保障する。教育費は、1998~1999学年度に関しては、5歳の子どもに対して無償であり、2000~2001学年度に向けては4歳及び3歳の子どもに対してこれが拡大される見込みである。家族支援費としては、家族の必要に応じた機能として食糧サービス、社会教育活動費が含まれるが、その資金運営は国家、制度、及び家族の連帯責任に課される。

また、私的教育施設として民間教育及び協同組合教育の幼稚園(Jardins de Infância do Ensino Particular e Cooperativo)と名づけられる個人または私的組合によって創設された機関も、同じく正規の教育活動を進めている。ここでは、3~5歳の子どもを受け入れ、多くの場合、他の教育水準の学校に組み込まれている。家族の必要性及び機関の機構に配慮した時間を保障し、更に、民間機関は、教育自治制度において機能することができる。

就学前教育の児童数に関しては、「表48」にみられる通り、96/97学年度の57.5%から99/00学年度の71.2%へと増加をみせている。この伸びは、特に公立の幼稚園において顕著であり、この要因としては、「表51」の就学前教育開発拡大計画にみられるように、延長及び給食サービスの充実化の動きに負うところが大きい。

(表48)「就学前教育における子ども数の推移」(単位:人)

就学前教育—子ども数の推移				
	1996/97	1997/98	1998/99	1999/00
登録児童	187,539	201,374	208,139	219,042
公立	86,507	92,374	95,625	106,867
私立	101,032	109,000	112,514	112,175
就学前教育率	57.5	64.2	66.4	71.2

出典)DAPP/Ministério da Educação, 2000

(表 49)「就学前教育網—学年度 1999/2000」(単位:人)

3~5 歳人口	幼稚園通園児童数			合計
	Rede Pública	Rede Solidária	Rede Particulare	
307,780	106,867	72,757	39,418	219,042

出典) DAPP/ Ministério da Educação, 2000

(表 50)「社会連帯民間機関に対する資金援助」(単位:エスクード)

	1999/2000	2000/2001
教育費	15,935\$00	18,690\$00
社会費	9,514\$00	10,435\$00

出典) DAPP/ Ministério da Educação, 2000

(表 51)「就学前教育の拡大・発展プログラム-1999/2000 学年度」

地域	アウタルキー	協定アウタルキー	処遇児童数			署名された 開発契約数	統令第 173/95 号の範囲におい て機能している 教室数
			延長と給食	給食	延長		
Norte	86	83	9,680	10,234	1,449	資料送付保留	資料送付保留
Cento	75	71	8,495	4,528	1,047	資料送付保留	資料送付保留
Lisboa e V.do Tejo	54	53 d)	1,886	3,956	854	257 c)	50
Alentejo	46	39	548	896	141	11	7
Algarve	16 b)	15	1,228	690	258	21	19

注) a) 更に 4 アウタルキーが協定の議定書署名の段階にある。

b) うち 1 アウタルキーは、教育省の公的教育網における幼稚園を有していない。

c) 98/99 学年度数値

d) 補助人員の契約活動における協定に署名したアウタルキーも存在する。

出典) Departamento da Educação Básica-Ministerio da Educação, 2000

(表 52)「社会教育費の補助を受けている児童数」

学年度 97/98			学年度 98/99			学年度 99/00		
延長+給食	給食	延長	延長+給食	給食	延長	延長+給食	給食	延長
9,124	13,943	3,886	16,632	19,804	4,461	21,837	20,304	3,749

出典)DAPP/ Ministério da Educação, 2000

(表 53)「幼稚園数及び教員定数 \*—1999/2000」

教員定数	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
D.R.E											
D.R.NORTE											
BRAGA	332	83	10	1		1		1		428	546
BRAGANÇA	130	15	2		1					148	171
(GUARDA)1Conc.**	13	1								14	15
PORTO	337	134	20	5		1			1	496	685
(AVEIRO) 7 Conc.	168	33	7							210	270
(VISEU) 1 Conc.	20									20	20
VIANA DO CASTELO	102	19	3	1		1				126	159
VILA REAL	154	12	3	2	2					172	200
(VISEU) 9 Conc.	116	16	2	1						135	158
TOTAL	1,372	313	47	10	2	3		1	1	1,749	2,224
D.R.CENTRO											
AVEIRO	169	40	3	2						214	266
CASTELO BRANCO	116	16	2	2						136	162
(SANTARÉM) 1 Conc.	10		1							11	13
COIMBRA	164	36	3	1						204	249
GUARDA	172	14	7	1						194	225
LEIRIA	111	48	2	2		1				164	227
VISEU	252	30	3	2						287	329
TOTAL	994	184	21	10		1				1,210	1,471
D.R.LISBOA											
LISBOA	210	74	26	9	1		1			321	484
(LEIRIA) 6 Conc.	78	12	3							93	111
SANTAREM (PORTALEGRE)1 Conc.	218	44	11	8	1		1		1	284	392
	2									2	2
SETUBAL	40	26	4							70	104
TOTAL	548	156	44	17	2		2		1	770	1,093
D.R.ALENTEJO											
BEJA	85	23	5							113	146
(SETÚBAL) 3 Conc.	18	4	1	1		1				25	39
ÉVORA	60	12	4	1						77	100
(SETUBAL) 1 Conc.		2		1						3	8
PORTALEGRE	51	11	1	1	1	2				67	97
TOTAL	214	52	11	4	1	3				285	390
D.R.ALEGRE											
FARO	41	25	13	4		1				84	152
TOTAL	41	25	13	4		1				84	152
幼稚園	3,169	730	136	45	5	8	2	1	2	4,098	
(%)	77.33	17.81	3.32	1.10	0.12	0.20	0.05	0.02	0.05	100	
教員定数	3,269	1,460	408	180	25	48	14	8	18		
(%)	59.46	27.46	7.63	3.38	0.47	0.90	0.26	0.16	0.35		5,330

注)(\*)Jardins de Infância 及び Lugares Criados (\*\*)Conc:コンセーリョ(行政町単位)

出典)NEP-DEB/ Ministério da Educação, 2000.



一方、「表 53」にみられるように、児童に対応する教員数の割合に関しては、教員1人の幼稚園が全体の77.33%を占めている。そこでは全教員の59.46%が1人の幼稚園に勤務していることになる。また、幼稚園の分布に関しては、ポルトを中心としたノルテ地域が施設数においても、教員数においてもポルトガル全体の半数を占めている。これに対し、中部及び南部地域においては、幼稚園施設が極めて限られた低い数値を示しているに過ぎない。

前述の通り、子どもの保育に関しては、公共及び民間の両機関の補完によって、制度的に対応されているが、実際の保育所の利用状況に関しては、2000年11月に行った聴き取り調査によれば以下の問題が指摘されていた。

1. 適切な幼稚園を探すことが非常に困難である。その理由は公立の保育施設が地域的に限られて分布している。
2. 子どもと教員 (Educador) の対応につき、子どもの細かなサービスに関しては十分に保護者から満足のいく対応がなされていないという指摘がある。そのため、保護者は民間の *Instituições Particulares de Solidariedade Social* に子どもを預けることを選択するケースが多いが、費用が高額である。
3. 民間の保育所で5歳の子どもの1人と1歳の子どもの2人に、1人につき、約40,000 エスクートの保育料を支払っている例がある。母親の給与のすべてが保育に費やされているといった不満を述べる人もいる。
4. そのため、個人的な家族関係の中で、「アマ」と呼ばれる無認可保育の活用を考える家庭が多いが、医療上の問題や不慮の事態に対する対応が不十分であったり、子どもへの対応がよくない問題が生ずることもあり、この保育形態の利用を避ける中間所得水準の家庭もみられる。アマは月当たり大体25,000 エスクートの保育料だが、食事やその他の費用負担は保護者によってなされる。
5. 食費やその他の費用を一切負担しなくてもよい教会の保育所では、1人の子どもの約40,000 エスクートの保育料が必要とされる場合がある。
6. 子どもの数が3人以上というように多くなれば、民間の保育所への保育料は1人当りは安価になるが、最初の子どもの保育に関しては経済的負担が大きい。
7. 女性が産休を利用して企業を退職した場合、その間に雇用主は他の雇用者を代わりに雇用している例が多い。

以上のような意見が、平均的なポルトガル人家族の女性のなかから多く出されている。したがって、就労する女性が配偶者と共に子どもを保育していく環境に関しては、現在、国家がその制度的発展と改良に着手した段階にあると言える。制度的整備が、雇用慣行、または男女差別の問題など歴史的に蓄積されてきた社会・文化的側面に対してどのように定着性をみせるかは、これからの総合的政策の具体化との関わりを捉えてみていく必要がある。即ち、経済発展を推し進める政策と社会開発の均衡を今後如何にとるか、といった課題をポルトガルは抱えている段階にあると言えよう。

資料・文献

1)人口動向・家族資料

(資料)

Estimativas de População Residente 1998 Instituto Nacional de Estatística Série  
Estimativas Provisórias N° 28

Estimativas de População Residente 1998 Instituto Nacional de Estatística Série  
Estimativas Provisórias N° 29

Estatísticas Demográficas 1998 Instituto Nacional de Estatística

(文献)

Mário Leston Bandeira, *Demografia e Modernidade: Família e Transição Demográfica em Portugal*, Imprensa Nacional Casa da Moeda, 1996.

Evelyne Sullerot, *A Família: Da Crise à Necessidade*, Instituto Piaget, 1997

2)社会保障関連

(資料)

Estatística da Saúde 1998 Instituto Nacional de Estatística

Indicadores Sociais 1998 Instituto Nacional de Estatística

Proteção da Maternidade e de Paternidade -- Legislação Comissão para a Igualdade no  
Trabalho e no Emprego 2000

(文献)

Ilídio das Neves, *Direito da Segurança Social: Princípios Fundamentais numa Análise Prospectiva*, Coimbra Editora, 1996.

Apelles Conceição, *Dicionário de Segurança Social*, Rei dos Livros, 1999.

3)保育システム・教育関連

(資料)

Early Childhood Education in Portugal Ministério da Educação Dept. da Educação  
Básica 1998

Educação Pré-Escolar – Legislação Ministério da Educação Dept. da Educação Básica /  
Núcleo de Educação Pré-Escolar 1997

Educação Pré-Escolar – Qualidade e Projecto na Educação Pré-Escolar Ministério da  
Educação Dept. da Educação Básica / Núcleo de Educação Pré-Escolar 1997

Abusos Sexuais em Crianças e Adolescentes Associação para o Planeamento da Família  
Contributo do 1º Seminário Nacional 1997

Quem abrir um Jardim de Infância? Ministério da Educação Dept. da Educação  
Pré-Escolar 2000

(文献)

Maria João Cardona, *Para a História da Educação de Infância em : O Discurso Oficial*

(1834-1990), Porto Editora, 1996.

Maria das Dores Guerreiro, *Mulheres na Vida Empresarial* CIDM, 1998

#### 4) 賃金資料

Quadros de Pessoal 1997 Ministério do Trabalho e da Solidariedade Dept. de Estatística do Trabalho, Emprego e Formação Profissional

Emprego Estruturado – Julho 97 / Janeiro 00 Ministério do Trabalho e da Solidariedade Dept. de Estatística do Trabalho, Emprego e Formação Profissional

Boletim Estatístico – Emprego, Formação, Trabalho – Julho e Agosto /2000 Ministério do Trabalho e da Solidariedade Dept. de Estatística do Trabalho, Emprego e Formação Profissional

Greves – Aual/1999 Ministério do Trabalho e da Solidariedade Dept. de Estatística do Trabalho, Emprego e Formação Profissional

(文献)

Sociedade e Trabalho –janeiro/ junho 2000 Ministério do Trabalho e da Solidariedade

#### 5) 雇用政策

(資料)

Plano Nacional de Emprego – Portugal e a Estratégia Europeia para o Emprego Ministério do Trabalho e da Solidariedade Dept. de Estudos, Prospecção e Planeamento 1999

Práticas Laborais e Igualdade de Oportunidade: Banca, Têxteis, Vestário e Calçado Ministério do Trabalho e da Solidariedade 1999

Igualdade de Oportunidade e Negociação na Europa: Análise do Processo de Negociação Ministério do Trabalho e da Solidariedade

A licença de Paternidade: Um Direito Novo para a Promoção da Igualdade Ministério do Trabalho e da Solidariedade 1999

(文献)

Manuel Villaverde Cabral, Jorge Vala e João Freire, *Trabalho e Cidadania (Atitudes Sociais dos Portugueses 1)*, Imprensa de Ciências Sociais, 2000.

#### 6) 女性雇用関連

(資料)

Portugal -Status of Women 1999 Commission for Equality and Women's Rights Presidency or the Council of Ministers-Office of the Minister for the Equality Portugal-Situação das Mulheres 99 Comissão para a Igualdade e para os Direitos das Mulheres Presidência do Conselho de Ministros-Gabinete da Ministra para a Igualdade

Carta da IPPF dos Direitos Sexuais e Reprodutivos Federação Internacional de Planeamento da Família, 2000

Igualdade de Oportunidades entre Mulheres e Homens no Trabalho, no Emprego e na

**Formação Profissional Comissão para a Igualdade no Trabalho e no Emprego 1999  
Compreender o Trabalho das Mulheres para o Transformar Comissão para a Igualdade  
no Trabalho e no Emprego 2000**

**7)社会分析論考 Instituto de Ciências Sociais de Univ. de Lisboa**

**Análise Social 108/109, 1990  
Análise Social 139, 1996  
Análise Social 153, 2000  
Análise Social 154/155,2000**

**8)その他**

**Eurostat Yearbook 2000 CD-rom**

**聴き取り及び資料提供者**

**1) Instituto Nacional de Estatística (INE)関係**

**Dra. Glória Carrilho (Secretária) DRLVT/SDGI/NVI Instituto Nacional de Estatística  
Dra. Maria José Carrilho Gabinete de Estudos Área/Demográfica e Social  
Dra. Graça Lopes de Magalhães Gabinete de Estudos Área/Demográfica e Social  
Dr. Humberto Rui R. Moreira Chefe de Serviço  
Dept. de Estatísticas da População  
Dr. Victor Garcia Chefe de Serviço Dept. de Estatísticas Demográficas e Sociais  
Enge. Ana Morais Dept. de Emprego**

**2) Ministério do Trabalho 関係**

**Dr. José Martins Pisco Dept. de Estatística de Trabalho, Empresas e Profissional  
DETEFP**

**3) Comissão para a Igualdade e para os Direitos das Mulheres 関係**

**Dra. Maria de Souza  
Dra. Isabel Romão  
Dra. Lurdes Ferreira**

**4) Comissão para a Igualdade no Trabalho e no Emprego 関係**

**Dra. Fátima Monteiro CITE**

**5) APF 関係**

**Dra. Alice Frade International Department Officer Associação para o Planeamento da  
Família**

**6) Ministério da Educação 関係**

**Dra. Helena Isabel Vieira  
Dra. Liliana Marques**